

石川県公報

平成23年8月23日

第12418号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 4	
指定代理納付者の指定	(県民交流課) 1	公共測量実施公告 (監理課) 4	
救急病院の認定	(医療対策課) 1	公安委員会	
県道の区域の変更	(道路整備課) 2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 4	
県道の供用の開始	(同) 2		
公 告			
政府調達に関する協定に係る入札公告	(管財課) 2		

告 示

石川県告示第349号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)を次のとおり指定した。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 指定代理納付者の指定年月日
平成23年8月1日
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金(指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
VISA
MasterCard
American Express
Diners Club
- 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成23年9月1日から平成24年3月31日

石川県告示第350号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東 野 病 院	小松市今江町7丁目468番地	平成23年7月30日	平成26年7月29日

石川県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年8月23日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
長浦中島線	七尾市中島町長浦力3番1地先から	旧	3.40～5.88	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町長浦二20番2地先まで	新	7.23～17.11	

石川県告示第352号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年8月23日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
長浦中島線	七尾市中島町長浦力3番1地先から 七尾市中島町長浦二20番2地先まで	平成23年8月23日	中能登土木総合事務所維持管理課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 125台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成23年11月18日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成23年石川県告示第164号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成23年9月20日(火)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成23年10月3日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成23年10月3日(月)午後2時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 125 Units

(2) Delivery date

By 18 November 2011

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 3 October 2011

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1262

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング鶴来店

白山市知気寺町174番ほか14筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成23年4月15日

3 市町村の意見の概要

市町村名 白山市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

来店者の車両が、周辺小中学校の児童生徒の交通の妨げとならないよう適切に対処してください。

隣接する公共施設の駐車場に、来店者が駐車しないよう適切に対処してください。

(2) 騒音の発生に係る事項

店舗の宣伝放送等が周辺の学校教育を妨げないよう適切に対処してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年8月23日から同年9月26日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野々市町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (都 市 計 画 図 修 正)	平成23年8月1日から 同年12月12日まで	野々市町全域

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第89号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月23日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行の指定）松任警察署管内の表に次のように加える。

57	市道千代野 相木線	白山市相木町161番地先から 白山市相木町166番地先まで	約 230 メートル	終 日	自動車及 び原動機 付自転車	松任駅北広場前T字型 交差点からロータリー を時計回りに回る方向
----	--------------	----------------------------------	---------------	-----	----------------------	--

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

279	市道 D 13 号線	加賀市山中温泉湯の本町ク 6 番地先	主要地方道山中・伊切線方向から山中座方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00~22:00
-----	------------	--------------------	--------------------------	--------------	------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表に次のように加える。

402	市道 A 145 号線	白山市相木町 1018 番地先	八ツ矢町方向から相木町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
-----	-------------	-----------------	-------------------	--------------	-----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表 68、336 の項を次のように改める。

68	町道 1 級幹線 本町 2 丁目 住吉線	石川郡野々市町住吉町 108 番地 1 先	馬替方向から菅原町方向への左折	車 両	7:00~8:30 (土・日・休日を除く。)
336	町道 1 級幹線 本町 2 丁目 住吉線	石川郡野々市町住吉町 14 番地 23 号先	本町 2 丁目方向から菅原町方向への右折	車 両	7:00~8:30 (土・日・休日を除く。)

別表第 7 (歩行者用道路) 松任警察署管内の表 29 の項を次のように改める。

29	町道菅原南線 住吉町 11 号線	石川郡野々市町菅原町 21 番地 1 先から 石川郡野々市町住吉町 12 番地 27 号先まで	約 340 メートル	7:00~8:30 (土・日・休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
----	---------------------	--	---------------	------------------------	--------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2 以上の警察署管内にまたがる表 40 の項を次のように改める。

40	白山市道平加長屋線、川北町道 中島橋新線、県道草深木呂場美川線、県道鶴来水島美川線	白山市長屋町イ 111 番地先から 能美郡川北町字三反田西 264 番地先まで		終 日	約 7,900 メートル
----	--	--	--	-----	-----------------

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 輪島警察署管内の表に次のように加える。

43	国道 249 号	輪島市塚田町 3 部 9 番地 1 先から 輪島市稲舟町大浜 24 番地 3 先まで (海側)		終 日	約 760 メートル
----	----------	--	--	-----	---------------

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 鶴来警察署管内の表 9 を次のように改める。

9	国道 157 号	白山市明島町西 104 番地 2 先から 白山市安養寺町口 41 番地 1 先まで		終 日	約 3,100 メートル
---	----------	--	--	-----	-----------------

別表第 11 (最高速度の指定) 鶴来警察署管内の表に次のように加える。

120	主要地方道 金沢鶴来線	白山市月橋町 393 番地 1 先から 白山市月橋町 644 番地先まで	約 800 メートル	毎時 50 キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引を除く。)
-----	----------------	---	---------------	------------------	----	-----------------------

別表第11（最高速度の指定）2以上の警察署管内にまたがる表50の項を次のように改める。

50	白山市道平加長屋線、川北町道中島橋新線、県道草深木呂場美川線、県道鶴来水島美川線	白山市長屋町イ111番地先から能美郡川北町字三反田西264番地先まで	約 7,900メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
----	--	------------------------------------	-------------	------------	----	----------------------

別表第11（最高速度の指定）鶴来警察署管内の表113の項を次のように改める。

113	主要地方道金沢鶴来線	白山市小柳町へ234番地先から白山市月橋町393番地1先まで	約 1,100メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
-----	------------	--------------------------------	-------------	------------	----	----------------------

別表第18（駐車禁止）松任警察署管内の表に次のように加える。

283	市道千代野相木線	白山市相木町161番地先から白山市相木町166番地先まで	約 230メートル	終日	自動車及び原動機付自転車
-----	----------	------------------------------	-----------	----	--------------

別表第18の2（駐車可の指定）松任警察署管内の表に次のように加える。

6	市道千代野相木線	白山市相木町163番地先から白山市相木町185番地2先まで	約 38メートル	終日	バス、タクシーに平行駐車限る。
---	----------	-------------------------------	----------	----	-----------------

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）松任警察署管内の表72、73、337の項を次のように改める。

72	削	除
73	削	除
337	削	除